

令和2年7月豪雨に係る「インボイス光」特別措置

この度の大雨の影響で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、被災された「インボイス光」をご利用中のお客様に対する支援措置を下記の通り、実施いたします。

適用地域につきましては、別紙にてご確認をお願いいたします。

①災害対策基本法に基づく避難勧告・避難指示発令地域のお客様、被災に伴う設備の故障によりサービスのご利用ができないことが検知されたお客様

【特別措置】

「サービスが利用できない期間」、または「発令から解除までの期間」が連続して24時間を超えた場合（※1）、お申し出不要で基本料金（※2）を減免いたします。

※無料化の期間は最大4ヶ月までとさせていただきます。

②災害救助法適用地域であって被災に伴う建物の損壊、避難等により、実態的にサービスを利用することができなかったお客様

【特別措置】

サービスをご利用できなかった期間（※1）に対して、お客様のお申し出に基づき、基本料金（※2）を減免いたします。

③災害救助法適用地域であって被災に伴う避難で仮住居へ転居されるお客様

【特別措置】

移転の工事費が一度に限り、無料となります。

※仮住居から元の設置場所に移転される際には工事費が必要となります。

④ひかり電話の利用が停電等により利用できず、現在ガイダンス（※3）が流れているお客様

【特別措置】

お客様のお申し出に基づき、緊急のAIS（自動音声ガイダンス）対処を行い、ご希望される連絡先番号の音声ガイダンス設定（※4）を行います。

※設定費用は無料となりますが、解除をする際には工事費が必要となります。

（※1）減免対象となる期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算いたします。（例：30時間の場合は、1日分の基本料金を減免いたします。）

（※2）インボイス光、インボイスひかり電話サービス約款に定める月額利用料が対象となります。ただし、インボイスひかり電話の通話料（インボイスひかり電話プラスの無料通話分を含む）、従量課金分については減免対象外となります。

（※3）『現在おかけになった地域ではネットワーク設備が故障している、または相手の通信機器の電源が入っていないか、故障していると思われます。』

（※4）『おかけになった電話番号は、ご利用いただけない状態です。連絡先の番号は「***」です。』

■各適用エリア

別紙をご参照ください ※今後、対象エリアが追加された場合は、同様の措置を拡大します

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス インボイス光カスタマーセンター（平日9:00～17:30）

TEL：0120-881-086

【別紙】対象エリアについて

令和2年7月16日時点

■西日本エリア

【特別措置】掲載書面<令和2年7月豪雨に係る「インボイス光」特別措置>に記載の②・③・④

※全てお申し出が必要となります

都道府県	対象エリア
熊本県	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町
福岡県	大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
大分県	日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
佐賀県	鹿島市
岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
島根県	江津市

■東日本エリア ※お申し出：不要

【特別措置】掲載書面<令和2年7月豪雨に係る「インボイス光」特別措置>に記載の①・②・③

※①のお申し出は不要、②・③はお申し出が必要となります

都道府県	対象エリア
	災害対策基本法に基づく避難勧告・避難指示発令地域

※今後、対象エリアが追加された場合は、同様の措置を拡大します